

国立大学京都大学役員給与規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(俸給)</p> <p>第4条 俸給月額は、次に定める。</p> <p>総長 <u>1,324,000 円</u></p> <p>理事 <u>780,000 円から 988,000 円</u>の範囲内で総長が定める額。</p> <p>監事 <u>571,000 円から 780,000 円</u>の範囲内で総長が定める額。</p> <p>(中 略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第10条 非常勤役員手当の月額は、次に定める。</p> <p>理事 <u>198,660 円から 869,440 円</u>の範囲内で総長が定める額。</p> <p>監事 <u>171,600 円から 686,400 円</u>の範囲内で総長が定める額。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(俸給)</p> <p>第4条 俸給月額は、次に定める。</p> <p>総長 <u>1,235,000 円</u></p> <p>理事 <u>728,000 円から 922,000 円</u>の範囲内で総長が定める額。</p> <p>監事 <u>728,000 円</u></p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第10条 非常勤役員手当の月額は、次に定める。</p> <p>理事 <u>185,460 円から 811,360 円</u>の範囲内で総長が定める額。</p> <p>監事 <u>160,160 円から 640,640 円</u>の範囲内で総長が定める額。</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。</li> <li>2 この規程の施行の日の前日から引き続き第4条の適用を受ける役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる者には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。</li> <li>3 施行日以降に新たに役員となる者について、選任の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される役員との権衡上必要があると認められるときは、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。</li> </ol>